

市第16号議案 横浜市火災予防条例の一部改正

市民・消防委員会資料
平成22年6月17日
消防局

1 改正の趣旨

平成20年10月1日に発生した大阪市の個室ビデオ店火災（死者15名、負傷者10名）により、狭い避難通路では、個室の外開きの戸の開放により、避難に障害が生じるおそれがあることが明らかになったことから、外開きの戸に係る構造及び管理に関する基準を定めるため、横浜市火災予防条例（昭和48年条例第70号。以下「条例」という。）の一部を改正し、消防法令改正と併せて、こうした店舗の安全を確保することとします。

2 横浜市火災予防条例の一部改正について

対象

カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの（以下「カラオケボックス等」という。）

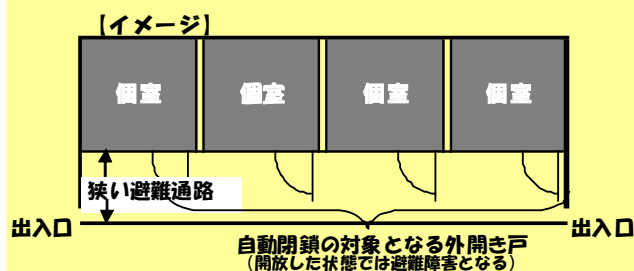
内容

遊興の用に供する個室に設ける外開きの戸のうち、避難通路に面するものについては、開放した場合において自動的に閉鎖する構造（ドアクローザーなど）とし、避難上有効に管理しなければならない。

※ ただし、避難上支障がないと認められる外開きの戸は、自動的に閉鎖する構造を要さないものとします。

～自動的に閉鎖する構造を要しない外開きの戸について（火災予防規則で規定）～

- 戸を開放した場合に、避難通路の有効幅員がおおむね60cm以上確保できるもの
- 店舗内の一番奥に存する個室などで、その戸の開放により、他の個室からの避難通路の有効幅員を狭めないもの



3 一部改正により規制の対象となる市内のカラオケボックス等の店舗数等について

横浜市火災予防条例の一部改正により、規制の対象になる店舗数等について、実態調査を実施した結果は次のとおりです（調査期間：平成21年12月～平成22年1月）。

対象店舗数等について

カラオケボックス等の店舗数	202 店舗	
対象店舗（外開きの戸設置店舗）数	123 店舗	
内訳	既に自動的に閉鎖する構造を有する店舗数	44 店舗
	避難上支障がない（ただし書きが適用される）店舗数	14 店舗
	新たに自動的に閉鎖する構造とする必要がある店舗数	65 店舗

4 指定都市等の対応状況について

他の19指定都市等でも、同様に対応している状況（予定を含む。）です。
なお、火災予防条例の改正により対応するのは18都市等、建築条例の改正により対応するのは1都市となっています。

5 大阪市個室ビデオ店火災を踏まえた総務省消防庁の対応

「予防行政のあり方に関する検討会」においてカラオケボックス等の防火安全上の課題と対応策を検討し、

- 火災の早期発見・伝達のため、
 - ・ 個室に煙感知器を設置 **消防法施行規則の一部改正により義務付け**
- 狭い通路での煙による避難障害を解消するため、
 - ・ 通路誘導灯の床面付近への設置 **市町村条例による対応**
 - ・ 自動的に閉鎖する構造の外開きの戸の設置 **市町村条例による対応**

※ 消防法では、危険物の貯蔵・取扱いやスプリンクラー設備等の消防設備の基準等は設けられていますが、扉の構造に関する基準は設けられていないため、市町村条例により対応すべきこととされています。